

# 平成27年度 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	新潟市亀田駅前地域交流センター及び亀田駅前地域交流センター自転車等駐車場			
管理者名	環境をサポートする株式会社きらめき	指定期間	平成27年4月1日	～ 平成30年3月31日
担当課	江南区地域課			
所在地	江南区東船場 1-1-22			
根拠法令				
設置条例	新潟市亀田駅前地域交流センター条例、新潟市自転車等駐車場条例（関連条例）			
施設概要	敷地面積 約2,029m <sup>2</sup> , 建築面積 約907m <sup>2</sup> , 延床面積 約2,699m <sup>2</sup> 建物構造 鉄骨造3階建 主な施設 1階 自転車等駐車場（自転車 約500台, ミニバイク30台） 亀田駅前交番 2階 自転車等駐車場（自転車 約700台） 3階 ギャラリー（約134m <sup>2</sup> ）、多目的ルーム（約145m <sup>2</sup> ）、 会議室（約43m <sup>2</sup> ）、和室1（15畳）、和室2（12.5畳） 亀田行政サービスコーナー 駐車場 19台（うち障害者用1台） ただし、亀田駅前交番及び亀田行政サービスコーナーは指定管理から除く。			

施設 設置 目的
市民相互の交流及び地域活動の振興を支援し、市民の生活及び文化の向上並びに地域の発展に資するため亀田駅前地域交流センターを設置し、自転車等の放置の防止を図り、市民の利便に資するため、亀田駅前地域交流センター自転車等駐車場を設置する。
管理・運営に関する基本理念、方針等
(1)新潟市亀田駅前地域交流センター条例に基づき、市民相互の交流及び地域活動の振興を支援し、市民の生活及び文化の向上並びに地域の発展に資する管理運営を行う。 (2)新潟市自転車等駐車場条例に基づき自転車及び原動機付自転車の放置の防止を図り、市民の利便に資する管理運営を行う。 (3)公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに、住民サービスの向上や平等利用を確保すること。 (4)利用者の意見及び要望を管理運営に反映させること。 (5)利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること。 (6)新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。 (7)効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の削減に努めること。 (8)法令を遵守し施設の管理運営を適切に行うこと。 (9)指定管理者制度を理解し、実践すること。

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価※	評価コメント※
市 民	基準利用者数の達成	利用者数年間 16,300 人以上			
	基準利用率の達成	全体利用率を 31 %以上			
	各種サービス別満足度	接客サービスの苦情 0 件			
	苦情・要望に対する対応	苦情・要望には原則 1 週間以内に回答			
	設置目的に合致したサービス提供	設置目的に合致した自主事業を 4 件以上実施			
財 務	市の歳入の増加	使用料収入を前年度以上の歳入額			
業 務	業務仕様書等に定める事項の遵守	業務仕様書等に定める事項の遵守			
	事件・事故発生時の対応の適切さ	区役所、関係機関へ即日報告			
人 材	配置人員のミッションの理解度とスキルの習得度	職員研修を年 1 回以上実施			

【評価基準】

A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B: 要求水準(評価指標)が達成されている

C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

〔※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れてなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)〕

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 ( 所 見 )